

通院・入院時の医療費と食事代の 窓口負担額が減額されます

国民健康保険被保険者証をお持ちの方へ

国民健康保険に加入している70歳未満の方が通院・入院する際、事前に申請すると「国民健康保険限度額適用認定証」が交付され、1カ月の医療費の負担が自己負担限度額までとなります。

また、市民税非課税世帯(世帯主と国民健康保険被保険者全員が非課税)の場合には、入院時の食事代も併せて軽減される「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

※有効期限が平成29年7月31日の認定証をお持ちの方で、引き続き減額の適用を受ける場合は、改めて申請が必要となります。

▶申請に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証
- ・印鑑(朱肉を使用するもの)
- ・個人番号カードまたは通知カード

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方へ

後期高齢者医療被保険者で市民税非課税世帯に属している方は、申請により通院・入院時の1カ月の医療費の負担が自己負担限度額までとなり、食事代が軽減される「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

※有効期限が平成29年7月31日の認定証をお持ちの方で、8月以降も適用になる方には、7月中に新しい認定証をお送りします。

▶申請に必要なもの

後期高齢者医療被保険者証

▶問い合わせ

国民健康保険については保険年金課国保担当(内線271・272・273)、後期高齢者医療については同課医療担当(内線226・227)

70歳以上の国民健康保険に 加入の皆さんへ

国民健康保険高齢受給者証が、8月1日に更新となることから、新しい受給者証を7月中にお送りします。医療機関にかかる際は、保険証と高齢受給者証の2枚を提示してください。

医療機関などの窓口で支払う一部負担金の負担割合は、市民税の課税所得により2割(昭和19年4月1日以前生まれの方は特例措置により1割)または3割となります。

このうち、負担割合が3割の方(課税所得145万円以上の70歳以上の被保険者が同一世帯にいる方)で、次に該当する場合は、申請により負担割合が2割(昭和19年4月1日以前生まれの方は特例措置により1割)となりますので、7月31日(月)までに保険年金課へ申請してください。なお、8月以降の申請による負担割合の変更は、申請した月の翌月1日からの適用となります。

▶申請により負担割合が2割となる場合

- 【同じ世帯に70歳以上75歳未満の国保加入者が2人以上】被保険者の平成28年中の収入合計額が520万円未満
- 【同じ世帯に70歳以上75歳未満の国保加入者が1人】被保険者本人の平成28年中の収入額が383万円未満
- 【同じ世帯に後期高齢者医療制度加入者がいる世帯の方】後期高齢者医療制度への移行により国保から脱退した方と被保険者本人の平成28年中の収入合計額が520万円未満

▶申請に必要なもの

- ・国民健康保険高齢受給者証
- ・印鑑(朱肉を使用するもの)
- ・確定申告書の写しなど収入が確認できる書類
- ・個人番号カードまたは通知カード

▶問い合わせ 同課国保担当(内線271・272・273)

～国民健康保険に加入している70歳以上の方および後期高齢者医療保険に加入している方へ～

高額療養費の自己負担限度額が変わります

8月から、1カ月に医療機関に支払う自己負担限度額が次のように変更となります。なお、70歳未満の方の自己負担限度額に変更はありません。70歳以上75歳未満の方で国民健康保険に加入されていない方は、加入中の健康保険組合へ問い合わせください。

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (4回目以降の場合 44,400円)
一般	14,000円 (年間限度額 144,000円)	57,600円 (4回目以降の場合 44,400円)
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円

※4回目以降とは、過去12カ月間に1つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合に適用されます。

▶その他

- ・高額療養費に該当する世帯には、診療月の約3カ月後に通知しています。
- ・低所得Ⅰ・Ⅱの方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の事前申請により、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

▶問い合わせ 同課国保担当(内線271・272・273)または同課医療担当(内線226・227)

熱中症から「命」を守りましょう

熱中症とは

熱中症は、暑い環境に長くいることで体の中に熱がたまり、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなることで起こります。

こんな症状のときは熱中症かも

- 【軽度】目まい、立ちくらみ、筋肉のこむら返りがある、手足がしびれる、汗が止まらない、気分が悪い
- 【中度】頭痛、吐き気、体がだるい、虚脱感、意識がなんとなくおかしい
- 【重度】意識がない、けいれん、体が熱い、呼び掛けに対し返事がおかしい、真っすぐに歩けない

市内の状況

市内の救急搬送の状況を見ると、10代と60代以上に多い状況です。20代から50代でも、寝不足や食欲不振、体調不良があると熱中症になりやすくなります。

熱中症かもしれないと思ったら

- ・涼しい場所へ移動し、衣服を緩め、安静に寝かせる。
- ・エアコン、扇風機、うちわなどで風を当てる。

- ・脇の下、太ももの付け根などを冷やす。
 - ・飲めるようであれば、水分を少しずつ補給する。
- ※意識がない場合は、救急車を呼びましょう。

小さな子どもは要注意

- 小さな子どもは、地面からの照り返しの熱で、大人よりも高温の環境にいます。さらに、汗腺や体温などの調節機能が未熟で、体にもった熱をうまく外に発散できません。大人が普段から子どもの体調をよく観察して、ちょっとした変化に気がつくように心掛けましょう。
- ・涼しい時間を選んで外遊びをさせ、汗を出す習慣をつけましょう。
- ・規則正しい生活習慣「早寝」「早起き」「朝ごはん」は熱中症予防の基本です。
- ・汗をかく前に水分補給をし、水筒を持ち歩きましょう。
- ・風通しが良い服とつばの広い帽子、保冷剤などを活用しましょう。

▶問い合わせ 保健センター ☎553-0053

みんなでラジオ& ながちか(長親)体操会 ～広げよう!健康の輪～

- ▶日 時 7月29日(土)午前7時30分～8時30分(午前7時20分集合)
- ▶場 所 総合公園第2自由広場(雨天の場合は行田グリーンアリーナ)

▶内 容

- 【ラジオ体操】
全国ラジオ体操連盟公認指導者によるラジオ体操の正しい実技指導を交えながら、参加者全員で実践する。
- 【ながちか(長親)体操】
指導員が見本を行い、体操の目的や動きの効果について説明と指導を交えながら、参加者全員で実践する。

- ▶対 象 市内在住の方
- ▶参加費 無料※事前申し込み不要
- ▶問い合わせ スポーツ振興課管理担当(内線5325)または高齢者福祉課地域包括ケア担当(内線278)



交通遺児等に援護一時金を給付します

埼玉県交通安全対策協議会では、県内在住の交通遺児等を対象に援護一時金を給付しています。交通遺児等とは、保護者(一方または双方)が交通事故(陸海空全ての交通事故が対象)により、死亡または重い障害を負った18歳以下の方をいいます。

- ▶対 象 平成28年4月1日以降、交通遺児等となった県内在住の18歳以下の方
- ▶給付額 子ども1人につき10万円(1回のみ)
- ▶給付時期 11月または平成30年5月
- ▶申請方法 市役所および学校などで配布する申請書類に必要事項を記入の上、持参または郵送によりみずほ信託銀行浦和支店(〒330-0063 さいたま市浦和区高砂2-6-18)
- ▶申請期限 【11月給付分】8月31日(木)まで
【平成30年5月給付分】平成30年2月28日(木)まで
- ▶問い合わせ 県防犯・交通安全課 ☎048-830-2958

幼稚園就園奨励費を支給します

市では、幼稚園教育の一層の普及・充実ならびに保護者の負担を軽減するため、市内外の私立幼稚園にお子さんを通園させている家庭に保育料の一部を補助しています。なお、補助金額は市民税の課税額に応じて変わります。

- ▶申請方法 幼稚園に申請してください(市内の幼稚園には申請用紙を配布済み)。なお、市外の幼稚園へ通園している家庭で、申請していない方は教育総務課にご連絡ください。
- ▶問い合わせ 同課財務施設担当 ☎556-8311